

# 参考

## 契 約 書

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関が両法に基づいて患者の施術を行うことについて、宮崎県（以下「甲」という。）と柔道整復師 ○○ ○○（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

### （趣旨）

第1条 乙は、生活保護法指定医療機関医療担当規程（昭和25年厚生省告示第222号）第13条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。

### （報告及び検査）

第2条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めるときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、又は当該吏員に実地にその設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

### （解除）

第3条 甲は、乙がこの契約により義務を履行せず、施術等について著しい支障を来たし、又は来すおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

### （有効期間）

第4条 この契約の有効期間は、この契約の締結の日から令和○年○月○日までとする。ただし、令和○年○月○日からこの契約の締結の前までになされた第1条に基づく施術については、この契約によりなされたものとみなす。

### （更新）

第5条 この契約の終了1月前までに契約当事者の何れか一方より別段の意思表示をしないときは、更に1年間契約を更新したものとみなし、以後同様とする。

前記契約の確実を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和○年○月○日

甲 宮 崎 県  
宮崎県知事

乙 柔道整復師  
○○市○○  
○○整骨院 ○○ ○○